

定 款

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、GMOペイメントゲートウェイ株式会社と称し、英文では、GMO Payment Gateway, Inc. と表示する。

(GMO イズム)

第 2 条 当会社は、GMO インターネットグループの一員として、グループの創業の精神としての「スピリットベンチャー宣言」を根幹とする「GMO イズム」に基づき、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。

(目 的)

第 3 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気通信事業法に基づく、国内電気通信業、国際通信業、有線放送電話業
2. コンピューターソフトウェアの開発、販売
3. コンピューターハードウェアの開発、販売
4. 情報提供サービス業
5. 印刷物の企画、製作及び書籍の出版
6. 電気通信事業法に基づく、各種通信事業のコンサルティング業務
7. クレジットカードのオンラインネットワークの運用、保守
8. クレジットカード会員・加盟店の募集、加入業務
9. クレジットカード加盟店の売上データの集計・請求・支払・集金代行業務
10. 著作権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権の取得及び販売
11. 広告、宣伝の企画、製作及び代理業務
12. ファクタリング業務
13. 貸金業
14. 銀行代理業
15. 資金移動業及び前払式支払手段の発行業務
16. 貨物利用運送事業
17. 電子商取引における決済処理サービスの提供
18. 損害保険代理業務

19. 電子決済等代行業
20. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 4 条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 6 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 7 条 当会社の発行可能株式総数は、102,400,000 株とする。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によつて定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

- 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、13名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が

これを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会による事後承認の禁止)

第21条 取締役会において決議すべき事項についての取締役会決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。

2. 前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急且つ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当会社の経営に重大な影響を及ぼす場合に限り、代表取締役は、法令又は定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行する。
3. 前項の場合には、代表取締役は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第23条 取締役社長は、会社を代表する。

2. 前項のほか、取締役会の決議によって、当会社を代表する取締役を選定することができる。

(役付取締役)

第24条 当会社は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長1名を定め、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別してこれを定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(招 集)

第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(決議方法)

第29条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会規則)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年12月31日、3月31日、6月30日、9月30日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけないものとする。

第 7 章 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第35条 当会社は、第28期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。